京都市告示第６８６号

土壌汚染対策法第６条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和８年３月１０日

京都市長　松　井　孝　治

１　土地の所在地

京都市右京区西院月双町１０１番の一部

２　土壌汚染対策法施行規則第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、クロロエチレン

３　講ずべき指示措置の内容

土壌汚染対策法施行規則別表第６の１の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

（環境政策局環境企画部環境保全創造課）